



2021年7月19日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

2021年度最低賃金改定にあたっての意見書

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
委員長 林 博 義
さいたま市浦和区高砂 3-10-11 303

労働者の生活安定や質的向上、事業の公正な競争の確保に密接に関連する最低賃金を審議されていることに対し、敬意を表します。

新型コロナウイルスによる感染拡大は1年半過ぎても止まらず、県内企業179社の本年4-5月アンケート調査（ぶぎん地域経済研究所発表）では、コロナウイルスでのマイナスの影響がある企業が62%で、その回復には「1年～2年以上かかる」が54%、「回復しない」が2%という結果でした。一方、労働者側でも生活に関連する業務の医療、介護、保育、ゴミ収集、公的な各処理施設の維持管理などの労働者は、自らのいのちと生活、健康を脅かされながら働き続けています。政府・自治体の自粛要請で観光・旅館業が顕著ですが一時休業や勤務体制の変更を余儀なくされています。この状況下では一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる長期的な手立てが求められています。GDPの6割を占める落ち込んだ個人消費を回復させるためには、労働者の賃金を底上げする必要があります。是非、委員の方々には将来を見据えた論議をしていただきたいと思います。

私たちの全国一般労働組合では、公務の民間委託労働者を多く組織しています。基幹業務の維持管理受託労働者で組織されている労働者はある程度賃金を確保していますが、官民競争入札等で労働組合に組織されない労働者はほとんどその地方別の最低賃金で雇用不安を抱えながら働いています。清掃、ゴミ収集、ビルメンテナンス、警備の職場でそれが顕著です。設計人件費がきちんと支払われているかのチェックも、形式的なものか実施されていない自治体もあって、末端の労働者が低賃金で苦しめられています。

この間新たに組織した小売業の従業員545人の組合のアンケートでは、正規職員の過半数が年収300万円前後で、388人いるパート・アルバイトの時給は県内地域別に異なっており、大半が950円、多くて1060円の範囲で、次年度の昇給はほとんどありませんでした。社長の説明では求人ですぐに都内に流れる人を考慮して、地域別に募集金額を変えているとのこと、しかし同じ業務で賃金が違う矛盾が生じています。この会社では賃上げや一時金査定で減給評価がありますから、正職員の賃金は相対的に成績が悪いとどんどん下がっていく仕組みです。その改善には、正職員の賃金を下げさせない歯止めポイントとして最低賃金を生活できる水準まで上昇させる必要があります。

中央最低賃金審議会では全ランク同一の目安を答申しましたが、全国一律最低賃金制度に近づけるため段階的でも東京都の最低賃金レベルを目指して審議をお願いします。

以上

